

学校推薦

令和7年度 公益財団法人山梨みどり奨学会 修学奨励金募集要項

1 目的

向学心に富み、前向きに努力を重ねる生徒で、経済的理由により修学困難状況である生徒に対して修学奨励金を支給し、学業を断念することのないように修学の支援を行います。

2 修学奨励金給付対象者

次の要件を満たす生徒のうち、本会が給付対象として「ふさわしい生徒である」と認めた者。

- (1) 山梨県内に住所を有する保護者の子弟であること。
- (2) 山梨県内に所在する高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校高等部を含む。）又は専修学校の高等課程（修業年限2年以上の高等課程で文部科学省令で定めるものに限る。以下「高等学校等」という。）に在籍する生徒であること。
- (3) 世帯年間収入が400万円未満を目安とする家庭環境にある生徒。
- (4) 経済的に困難な家庭環境にありながらも、常に前向きに努力を重ね、学業ならびに課外活動等、積極的に取り組んでいる生徒であること。

※ 在学期間であれば何度でも申し込みます。

3 進学準備金給付対象者

修学奨励金給付対象者となった生徒のうち、高等学校3年生（通信制・定時制においては3・4年生）、又は専修学校の高等課程2年生に在籍する生徒で大学等（大学、短大、専門学校等）へ進学する生徒に、進学準備金を給付します。

4 選考方法

- (1) 各高等学校等の長から、推薦された生徒について選考します。
- (2) 選考は、本会の選考委員会において行います。
（選考の結果、対象者とならない場合もあります。）

5 提出書類

- (1) 推薦書（第1号様式）…ダウンロード出来ます。
- (2) 所得証明書並びに関係書類

※ 詳細については、別紙の「修学奨励金（学校推薦）募集要項補足説明書」をご参照ください。

推薦する高等学校等の長は、令和7年10月15日（水）までに、別紙の推薦書類一式を、公益財団法人山梨みどり奨学会事務局（山梨県教育庁高校教育課内）に提出してください。

校内申し出截止日 令和7年9月17日（水）

6 給付人数及び給付金額

(1) 修学奨励金

給付人数 70人程度 給付金額 1人につき10万円

(2) 進学準備金

給付人数(1)のうち進学者 給付金額 1人につき 5万円

7 給付対象者の決定と通知及び給付について

(1) 修学奨励金給付対象者を決定した際は、推薦する高等学校等の長にその旨を通知します。給付については、12月を予定しています。

(2) 進学準備金は、進学先に入学後、在籍していることを証明する書類(在学証明書等)の写しを本会へ提出していただきます。給付については、4月を予定しています。

※ 進学後、書類の提出がない場合には進学準備金を受けられません。

8 個人情報の取り扱いについて

推薦いただいた候補者の個人情報については、本事業の事務のみに使用し、法令等により提出を求められる場合等を除き、第三者への提供は行いません。

9 その他

ご不明な点などありましたら、下記にお問い合わせください。

公益財団法人 山梨みどり奨学会事務局
〒400-8504
甲府市丸の内1-6-1
(山梨県教育庁高校教育課内)
TEL055-223-1852
担当 蔵(くら)・秋山